

まつりを盛り上げよう！ ふくしフェスティバル 2022 出店募集

●対象団体 市内で活動している社会福祉法人・非営利団体

※宗教活動、政治活動を目的とした団体は対象外

●日時 11月27日(日) 午前9時～午後4時

●会場 まどかぴあ南広場

●募集区画 最大30組 (テント半張り分3.6m×2.7m、テント1張り分3.6m×5.4m)

●出店物 食べ物 (テイクアウト限定)・雑貨など

※火気厳禁・調理禁止

●出店料 ◇半張り 1000円◇1張り 2000円

●申込方法 申請書 (申請先で配布) を提出

※申し込むときは、必ず事前に相談してください。

●申込期限 8月19日(金) 午後5時

●申し込みと問い合わせ先

福祉サービス課福祉政策担当 ☎(580)1851



ホットな

消費者 ニュース

234号



電話勧誘での電気の契約 トラブルに注意



相談事例

電気代が安くなると電話で勧誘された。興味はあったが、すぐに契約をする気はなかったため、「資料を請求するだけでは契約は成立しないこと」を業者に確認し資料を請求した。送られてきた資料には、電気の検針票を事務代行業者に送るように書かれていた。不審に思い連絡すると、すでに申し込みが完了しているという返事だった。

アドバイス

◆電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフなどができる可能性があります。ただし、自ら事業者へ電話をかけて契約した場合、クー

リング・オフできないので注意しましょう。

◆契約を切り替える場合、検針票に記載されている情報が必要で、切り替える意思がなければ、その情報は伝えないようにしましょう。
◆電話での意思表示だけでも契約はできます。契約の必要性をよく考え、必要がなければはっきり断りましょう。

◆契約先を切り替えるときは、契約期間や契約解除などの条件をよく確認し契約しましょう。

市消費生活相談 (予約不要)

平日 ◇午前9時半～正午

◇午後1時～4時半

市消費生活センター (市役所新館4階) ☎(580)1968

※土・日曜日、祝日は消費者庁消費者ホットラインを利用してください。

午前10時～午後4時

☎188 (局番なし)

問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897